

当大使館は、Rua Ramalho Ortigão 51, 6º andar(注:ANACOMのビル内)に移転しました。旧大使館跡地(リベルダーデ通り)に行かないようにご注意ください。

大使館便り



第280号

令和8(2026)年7月13日
在ポルトガル日本国大使館

目次:

- 1 お役立ち情報
- 2 領事・治安情報 (P4~)
- 3 大使館の活動報告 (P8~)
- 4 気になるニュース(P8~)

1 お役立ち情報

(1)リスボン日本語補習授業校 講師・ボランティア 随時募集

リスボン日本語補習授業校にて講師・ボランティアを募集しています。詳細については下記までお問い合わせください。

リスボン日本語補習授業校は、ポルトガル国在留の在留邦人子女に対し日本の義務教育課程に準拠した補習教育を行っています。現在、講師・ボランティアを募集しております。

○講師:

対象:幼稚園~中学3年生

業務内容:日本語の授業、教材作成、行事への参加など

応募資格:日本語教育の経験、またはそれに準ずる知識・能力をお持ちの方

○ボランティア:

業務内容:授業補助、教師補助など

応募資格:日本語能力があり、子どもが好きで、ボランティア活動に興味のある方

勤務日: 毎週土曜、8:45~13:15

勤務地: リスボン日本語補習授業校(詳細は、[補習校 HP](#) を御覧ください。)

その他: 詳細は面接時に説明いたします。

応募方法:履歴書と希望動機を lisbon.japanese.school@gmail.com までお送りください。

(2)ポルト大学主催「Universidade Júnior 2026」における大使館による和菓子についての講演・実演

ポルト大学 Universidade Júnior 2026(中高生向けサマーコース)の「日本語クラス」において、当館による日本の和菓子をテーマにした講演会および和菓子実演を行います。皆様のお越しをお待ちしております。

講演:石倉秀美 (在ポルトガル日本大使館広報文化担当書記官)

練り切り実演:佐藤晃央 (在ポルトガル日本大使館在外公館料理人)

日時: 2026 年7月 14 日(火)14:30~15:30

場所: ポルト大学文学部0階大講堂

入場料: 無料

住 所 : Via Panorâmica, s/n 4150- 564, Porto

<https://maps.app.goo.gl/aYxCcDdLqhNLA8rp8>

連絡先: ujr@reit.up.pt

URL: <https://universidadejunior.up.pt/>



Universidade Júnior 2026

Palestra
sobre doces tradicionais japoneses

Demonstração de «nerikiri»
pela Embaixada do Japão em Portugal

14/07 (ter) 14:30~15:30

講演 / Palestra:
石倉秀美 書記官 Secretária Hidemi Ishikura

練り切り実演 / Demonstração de nerikiri:
佐藤晃央 在ポルトガル日本大使館在外公館料理人
Chefe Akio Sato, cozinheiro da Embaixada do Japão em Portugal

場所 / Local: ポルト大学文学部 0階 大講堂
Anfiteatro (0º Piso / FLUP)
Via Panorâmica, s/n 4150-564, Porto

入場料無料
Entrada Livre

連絡先 / Contacto: ujr@reit.up.pt
詳細情報 / Mais informações:
<https://universidadejunior.up.pt/>

在ポルトガル
日本大使館
による
和菓子
について
の講演・
実演

 UNIVERSIDADE
JÚNIOR

(3)第6回「隈研吾&東川町」家具デザインコンペの開催

北海道旭川家具の主要産地である北海道東川町は、次の時代を担う若者に対し、新しい丁

寧な暮らしの提案につながる「KAGU」のデザインコンペである「隈研吾&東川町」KAGU デザインコンペ」を開催しており、第6回となる本年は、「静かな家具(Quiet Furniture)」をテーマとして国内外から下記のとおり作品募集が行われています。

本コンペティションでは、家具のデザインを通じて、より穏やかで、意識的かつ丁寧な新しい暮らし方を提案することを目指しています。皆様からのご応募を心よりお待ちしております。

- ◆ 2026 年 7 月 1 日:応募受付開始
- ◆ 2026 年 9 月 30 日:応募締切
- ◆ 2027 年 3 月 21 日:最終審査および表彰式(於:北海道東川町)
- ◆ 詳細はこちら:<https://www.kagu-higashikawa.jp/news/>

(4)動植物検疫の徹底について

農林水産省は、本邦における人の往来増加を見越し、植物の病害虫及び家畜の伝染病の国内への侵入防止のために、果物・野菜や肉・肉製品の海外からの持込みを厳しく制限します。持ち込みが禁止されていないものでも、生の果物・野菜、穀類、豆類などの持込には、植物検疫証明書が必要です。肉・肉製品の持込は禁止されています。これらは、機内食やお土産、少量であっても例外はありません。

違法な持込には、罰則(最大3年の拘禁刑又は最大300万円(法人は最大5,000万円)の罰金)が課される場合がありますので注意してください。

詳しくは以下の農林水産省(植物検疫所・動物検疫所)のウェブサイトを確認ください。

《植物防疫所》

「来日するあなたへのお願い」

https://www.maff.go.jp/pps/j/pqaqinfo_j.html

「どうぶつ と しょくぶつ の けんえき の おしらせ」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pqaqinfo/index.html>

「よくあるご質問(海外からの持込み編)」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>

《動物検疫所》

動画「海外からの家畜伝染病を防げ！(多言語字幕版)」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/yobou_movie.html

「輸入動物検疫に係るよくあるお問合せ(FAQ)」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/FAQ.html

(5)佐藤シェフによる料理動画「À Moda do Chefe Sato」配信中

現在、在ポルトガル日本大使館のYoutube チャンネルで佐藤・在外公館料理人による日本食を中心とした料理紹介動画を配信しています。是非ご視聴ください。



<https://youtube.com/playlist?list=PLz08yNYIf6UrHBznaDvjOs3UaQb4890F8&si=eRcqCvWW71cI8l0D>

2 領事・治安情報

(1) 旅券手数料の改定など *New!*

本年5月7日、「旅券法の一部を改正する法律」が公布され、続いて5月22日、手数料の額を定めた旅券法施行令が公布されました。新しい手数料の額は、それらが施行する日本時間令和8年7月1日午前0時(日本時間、ポルトガル時間とも)以降の申請分から適用されます。新しい手数料等の詳細は[当館 HP](#)を御覧ください。

(2) 夏休み等を利用して海外に渡航される方への注意喚起 *New!*

夏休み等を利用して海外に渡航される場合、渡航先の法律や習慣に関する情報などを事前に確認することや十分な準備をする(「たびレジ」登録や海外旅行保険に加入する等)ことで、トラブル等に迅速に対応できるようにしておくことが重要です。

また、渡航中に日本人が一般犯罪や凶悪犯罪、自然災害、テロ等に巻き込まれる事例もありますので、渡航先での情報収集や行動には十分注意をしてください。詳細は[外務省海外安全 HP](#)を御覧ください。

(3) 安全の手引き

[「安全の手引き」](#)を更新しましたので御覧ください。

(4) ポルトガル国外で出生し、ポルトガル国籍を取得しようとする場合

ポルトガル国外でポルトガル国籍の方と日本国籍の方との間に出生されたお子様が、ポルトガル国籍法第1条1項 C の手続にてポルトガル国籍を取得される場合、日本国籍を喪失すると解されるため、ご注意ください。詳細は[当館 HP](#)を御覧ください。

(5) 民法等の一部を改正する法律(父母の離婚後等の子の養育に関する見直し)について

民法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 33 号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、令和 8 年 4 月 1 日から、離婚後の親権者を父母双方又は一方を親権者と指定することなどができることとなりました。

改正法の詳細については、[法務省ホームページ](#)及び[改正法に関するパンフレット](#)をご覧ください

さい。

(6)流動型犯罪グループ(トクリュウ)を含めた犯罪組織による海外における闇バイト及び特殊詐欺についての注意喚起

～加害者にならないために～

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2025C056.html

～被害に遭わないために～

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2025C057.html

(7)安全対策情報の掲載について

詳細は、こちらのリンクから「安全対策情報」をご確認ください。

https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000042.html

(8)「在留届」に関するお願い

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3か月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務付けられています。届け出は[オンライン在留届\(ORRネット\)のサイト](#)からお願いします。

また、ポルトガルからの転出及び帰国の際には、「帰国・転出届」の御提出も上記リンクから手続きくださいますよう、お願いします。

(9)第三国に出国の際の「たびレジ」登録のお願い

ポルトガルからご旅行やご出張で第三国に行かれる場合など、渡航先の最新の安全情報が確認できます。是非、[こちら](#)からご登録ください。

(10)戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて

2025年5月26日から改正戸籍法が施行されたことに伴い、従前、氏名の振り仮名(フリガナ)は戸籍上公証されていませんでしたが、この改正法の施行により、戸籍の記載事項に、新たに氏名のフリガナが追加されることになりました。施行以降、氏名の振り仮名の届出を行うことができましたが、その届出期間は、本年(2026年)5月25日に終了しました。詳細は[法務省のHP](#)を御覧ください。併せて、[海外居住者向けQ&A](#)も御確認ください。

(11)旅券の集中作成「2025年旅券」に関するお知らせ

ア 2025年3月から、旅券の偽変造対策を強化するため、人定事項ページにプラスチック基材を用いた「2025年旅券」の発給が開始しました。

イ それに伴い、旅券は日本国内で作成され、当館まで配送されることとなるため、4週間程度の日数を要することとなります。なお、日本国内での申請の場合は、2週間程度の日数を要します。

ウ 交付日については、申請時に予定時期(目途)をお伝えし、具体的な交付日は交付準備が整った段階であらためて御連絡いたします(窓口での書面申請の場合は電話連絡、ORR ネットでのオンライン申請の場合は登録されたメールアドレスにメールを送信します。)

※ 仮受付(郵送申請)サービスの終了

これまで、当館から遠方にお住まいの方については、領事出張サービス実施日や、あらかじめお約束いただいた日に旅券をお受け取りいただく前提で、旅券発給申請書を事前郵送いただき、予約いただいた日に旅券を交付するサービスを行ってきました。しかしながら、旅券の集中作成開始に伴い、こうした対応が困難となるため、2025年3月以降、郵送による事前申請に基づき領事出張サービス実施日や来館日に旅券を交付するサービスは終了しました。

このため、遠隔地にお住まいの方や来館時に交付を希望される方は、オンライン申請の利用を是非とも御検討ください。オンラインにて申請頂ければ、来館いただくのは交付の際のみとなります。オンライン申請の利用方法は、[当館HP](#)から御確認いただけます。

エ 在留邦人の皆様に余裕を持ってパスポートの更新を行っていただけるよう、在留届を提出された方に対し、パスポートの有効期間の満了日が近付いてきた際にご案内メールをお送りするサービスを新たに開始しました。在留届にパスポートの有効期間満了日が登録されていない場合には、上記のご案内メールをお送りすることができません。ご家族の分を含め、在留届にパスポートの有効期間満了日をご登録ください。また、この機会に、在留届に登録されているパスポート番号、住所、電話番号、本籍等についても、最新の情報が登録されているかご確認いただきますようお願いいたします。

オンライン在留届:<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

詳細は[当館HP](#)を御覧ください。

(12)在外公館で旅券及び証明を申請する際の戸籍謄本(抄)の提出について

令和7年3月以降より、外務省と法務省間で戸籍情報のシステム連携が開始されました。これにより、旅券の申請及び戸籍謄本の提出を必要とする証明の申請(例:パスポートの新規申請や婚姻証明など)において、申請者が「戸籍電子証明書提供用識別符号」(以下「符号」)を在外公館窓口に提示することにより、在外公館側で戸籍電子証明書(電子的に戸籍情報を証明したものを)を確認することが可能となるため、紙の戸籍謄本(抄)の提出が不要になります。

※「符号」は、行政機関が戸籍電子証明書の内容を確認するためのパスワード(16桁の数字、有効期間3か月)です。マイナポータル上(無料)又は市町村窓口(有料)で取得できます。「符号」の取得に関する詳細は市町村のHP等でご確認ください。

※マイナポータル上での「符号」の取得方法は、[こちら](#)を確認ください。

「オンライン在留届(ORRネット)」から旅券及び証明のオンライン申請をする場合は、あらか

じめ取得した符号を申請画面で入力することにより、戸籍電子証明書をオンラインで提出できます。また、窓口申請においても、「符号」の提示が可能です。

(参考)

●[旅券のオンライン申請](#)

●[証明のオンライン申請](#)

(13)一部証明書のオンライン申請及びクレジットカード等によるオンライン決済の開始

各種証明(一部を除く)のオンライン申請及びこれらの手数料のクレジットカード(デビットカード含む、以下同様。)によるオンライン決済が可能となっています。これまでは、平日の昼間に窓口に来館されて申請を行っていただく必要がございましたが、これからは、夜間、休日問わずオンラインで申請いただけますので、是非ご利用ください。詳細は、当館[HP](#)該当ページを御覧ください。

(14)海外に住んでいても国政選挙への投票は可能です。

ア 遠隔地にお住まいの方等一定の条件を満たす方には、在外選挙人登録申請の際、本人出頭を免除する[特例措置\(ビデオ通話による申請\)](#)も採用しています。御希望の方は事前に当館まで御相談ください。

イ 在外選挙人証交付の迅速化の取組について

従来、在外選挙人証は、市区町村選挙管理委員会が発行し、外務本省を經由して在外公館に送付していました。これが、2024年7月以降は、市区町村選挙管理委員会から在外公館にメールでデータを送付し、在外公館で書面に出力し、申請者に交付する方式に変更されています。

この取組により、在外投票の際に必要な在外選挙人証の申請から交付までの時間が大幅に短縮されることとなり、在留邦人の皆様の利便性の向上につながっています。

詳細は[外務省ホームページ該当ページ](#)を御覧ください。

(15)国外転出者向けマイナンバーカードのオンライン申請開始に(5月26日～)

○国外転出者向けマイナンバーカードの申請(新規交付や有効期限に係る更新など)については、5月26日より全面的にオンライン申請に移行されました。これまで在外公館窓口を經由した申請を受け付けておりましたが、今後はオンラインで直接、市区町村及びカードの製造を担っている J-LIS(地方公共団体情報システム機構)に申請する方式に変更となります。

詳細は[当館 HP](#)を御覧ください。

(16)日本における消費税免税制度

2023年4月から、免税購入対象者が変更となりました。詳細は、[観光庁のHP](#)をご確認ください

さい。また、在留証明の申請については[当館HP](#)を御確認ください。オンラインでの申請の場合は[こちら](#)をご確認ください。

(17)御来館時のお願い

領事窓口は予約制を採用しています。領事手数料は、窓口では現金のみの取り扱いとなっています。御来館に際し、お釣りのないように御準備ください。

3. 大使館の活動報告

(1)コインブラ大学における Japan Days 開催

6月23～25日、コインブラ大学において、同大学文学部主催の日本文化イベント「Japan Days」が開催されました。当館からは、23日の日本映画の上映及び留学説明会を実施しました。3日間のイベントでは、その他風呂敷ワークショップや太鼓ワークショップ、太鼓デモンストレーション等、様々な形で学生や一般参加者の方々が日本文化に触れる機会が提供されました。

(2)ポルト日本語補習授業校の不審者対応訓練と海外安全対策

6月20日、ポルト日本語補習授業校は不審者対応訓練を行い、大使館から生徒、保護者、教職員に対してポルトガルの治安情勢及び海外安全対策につき、ブリーフィングしました。

4. 気になるニュース

(1)労働法改正案の否決

政府が労働法改正案を閣議決定の上、共和国議会へ送付したことを受け、6月3日、労働者総連合会(CGTP)主導の下、約半年ぶりとなるゼネストが実施されました。

また、6月19日、政府が提出した労働法改正案は共和国議会にて採決に付され、反対多数で否決されました。なお、社会民主党(PSD)、リベラル主導党(IL)、民衆党(CUD-PP)が賛成票を投じ、シェーガ党(CH)、社会党(PS)、自由党(L)他が反対票を投じました。

(2)ポルトガルの国連安保理非常任理事国選出

6月3日、ポルトガルは2027～2028年期の国連安全保障理事会非常任理事国に選出されました。ポルトガルが非常任理事国を務めるのは4回目となります。

モンテネグロ首相は、今回の選出を「歴史的な機会」と評価した上で、ポルトガルの信頼性、外交能力及び対外活動に対する国際的評価を示す結果であると述べました。また、これはポルトガルの国際的地位を高めるものであり、同国が国際社会において信頼と尊重を得る行動主体であることを示していると述べました。

(3)ポルトガルの日記念式典の開催

6月10日、アソーレス自治州テルセイラ島において、国祭日「ポルトガル、カモンイス、ポルトガル語圏共同体の日」の記念式典が開催されました。また、ルクセンブルクにおいても記念行事が実施され、ルイス・モンテネグロ首相が出席しました。両会場では、ポルトガル語を基盤とする文化的・歴史的連帯及びポルトガルのアイデンティティの象徴とされる詩人ルイス・デ・カモンイスの功績が主要なテーマとなり、ポルトガルと世界各地のコミュニティとの結び付きが強調されました。

(4)ポルトガル中央銀行による四半期経済報告書

6月15日、ポルトガル中央銀行は四半期の経済報告書を発表しました。同報告書によると、GDP成長率は2026～2028年にかけて概ね+1.6～1.8%で推移(2026年1.8%、2027年1.6%、2028年1.8%)し、インフレ率は2026年3.1%、2027年2.4%と見込んでいるとのことです。労働市場の堅調さやEU資金が経済成長を支える一方、原油価格上昇や中東情勢を巡る不確実性が下振れリスクとなっています。

